

■ 低炭素建築物新築等計画の認定基準への適合に係る技術的審査手数料

● 一戸建て住宅における審査手数料（申込1件につき、次の表に定める額とする。）

（消費税含む。）（円）

建物種別	申請種別	面積区分(m ²)	単独申請の場合		建築確認との併願申請の場合	
			性能基準等※1	モデル建物法	性能基準等※1	モデル建物法
一戸建ての住宅	建物全体	200㎡以下	38,000	—	36,000	—
		200㎡超～500㎡以下	40,000	—	37,000	—
		500㎡超	見積もりとする	—	見積もりとする	—
併用住宅	住戸部分	一戸建て住宅に準じる手数料				
	非住宅部分	非住宅建築物に準じる手数料				
	建物全体	（一戸建て住宅の手数料＋非住宅建築物の手数料）×0.9				

● 共同住宅（住戸部）・長屋における審査手数料（申込1件につき、次の表に定める額とする。）

（消費税含む。）（円）

建物種別	申請種別	面積区分(m ²)	単独申請の場合		建築確認との併願申請の場合	
			性能基準等※1	モデル建物法	性能基準等※1	モデル建物法
共同住宅等	住戸部分	1戸	36,000	—	34,000	—
		2戸以上～5戸以下	71,000	—	68,000	—
		5戸超え～10戸以下	105,000	—	102,000	—
		10戸超え～20戸以下	139,000	—	133,000	—
		20戸超え～30戸以下	158,000	—	153,000	—
		30戸超え～40戸以下	178,000	—	173,000	—
		40戸超え～50戸以下	199,000	—	193,000	—
		50戸超え～60戸以下	219,000	—	203,000	—
		60戸超え～70戸以下	240,000	—	222,000	—
		70戸超え～80戸以下	260,000	—	243,000	—
		80戸超え～90戸以下	281,000	—	263,000	—
		90戸超え～100戸以下	301,000	—	284,000	—
		100戸超え～110戸以下	322,000	—	305,000	—
		110戸超え～120戸以下	343,000	—	325,000	—
		120戸超え～130戸以下	363,000	—	346,000	—
		130戸超え～140戸以下	383,000	—	366,000	—
		140戸超え～150戸以下	403,000	—	387,000	—
		150戸超え～160戸以下	419,000	—	396,000	—
		160戸超え～170戸以下	434,000	—	412,000	—
		170戸超え～180戸以下	450,000	—	427,000	—
180戸超え～190戸以下	465,000	—	442,000	—		
190戸超え～200戸以下	479,000	—	457,000	—		
200戸超え	見積もりとする	—	見積もりとする	—		
複合建築物	共用部分	非住宅建築物に準じる手数料				
	住戸部分	共同住宅等住戸部分に準じる手数料				
	建物全体	（共同住宅等住戸部分の手数料＋非住宅建築物の手数料）×0.9				

● 非住宅における審査手数料（申込1件につき、次の表に定める額とする。）

建物種別	申請種別	面積区分(m ²)	単独申請の場合		建築確認との併願申請の場合	
			性能基準等※1	モデル建物法	性能基準等※1	モデル建物法
非住宅建築物	事務所等 ホテル等 病院等 物販店舗等 学校等 飲食店等 集会所等	100㎡以下	153,000	60,000	147,000	58,000
		100㎡超～300㎡以下	184,000	72,000	173,000	68,000
		300㎡超～500㎡以下	255,000	101,000	244,000	97,000
		500㎡超～1,000㎡以下	327,000	130,000	311,000	123,000
		1,000㎡超～2,000㎡以下	398,000	158,000	376,000	150,000
		2,000㎡超～5,000㎡以下	510,000	204,000	483,000	193,000
		5,000㎡超～10,000㎡以下	644,000	257,000	610,000	243,000
		10,000㎡超～20,000㎡以下	776,000	310,000	731,000	292,000
		20,000㎡超～40,000㎡以下	909,000	363,000	858,000	343,000
		40,000㎡超え	見積もりとする	見積もりとする	見積もりとする	見積もりとする
工場・倉庫等	上記、非住宅建築物手数料×0.5					

※1 性能基準等とは、「標準入力法」「主要入力法」等の評価方法を含みます。

※ 外皮性能基準(PAL*)による審査が伴う場合は、上記手数料の「性能基準等」による手数料区分とします。

※ 評価書を再交付する場合の手数料は、1通につき、税込8,000円とします。

1 技術的審査手数料を減額するための要件

(1)変更申請の場合は、上記手数料額の半額とします。ただし、建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や大部分が再審査となる場合は一端取下げのうえ、再申請(新規手数料)とします。

(2)下記の物との併願申請であって、かつ、審査項目及び内容が同一である場合は、主たる申請となるものを除き、税込み10,000円とします。ただし、1)から4)の住戸部分の申請で外皮計算の審査項目及び内容が同一である場合は、上記手数料の半額とします。

1)法第7条、第12条、第30条、第36条の申請

2)住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請

3)適合証明業務(フラット35S)の申請

4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る長期優良住宅建築等計画の申請

2 技術的審査手数料の収納方法

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程及び同約款を参照ください。